

内閣参質一八〇第一一三号

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員上野通子君提出竜巻で被害を受けた農業生産者等に対する復旧支援に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出竜巻で被害を受けた農業生産者等に対する復旧支援に関する質問に対する

答弁書

一について

農林水産省としては、まずは平成二十四年五月六日に発生した竜巻（以下「本件竜巻」という。）による農作物及び農業用施設に係る被害の状況の把握に努め、その結果に基づき、関係省庁並びに関係県及び市町との連携を密にして、生産者の経営が安定するとともに早急に農業用施設の復旧が進むよう、適切に対処していくこととしている。

二について

環境省としては、本件竜巻によって生じた災害廃棄物の処理を市町が行うために要する費用について、当該処理が速やかに進むよう、関係市町に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二十二条の規定に基づき、災害等廃棄物処理事業による支援を行っていく考えである。

